

小笠原村愛玩動物の適正な飼養及び管理に関する審議会の公開に関する要綱

令和3年9月24日

告示12号

(趣旨)

第1条 この要綱は、小笠原村愛玩動物の適正な飼養及び管理に関する審議会（以下「審議会」という。）の会議（以下「会議」という。）の公開の手続その他会議の公開に関し必要な事項を定める。

(審議会の概要の公表)

第2条 村長は、審議会を設置したときは、審議会の概要を村ホームページにおいて公表するものとする。

2 審議会の概要の記載事項に変更があったときは、速やかにその内容を更新するものとする。

(会議の公開)

第3条 会議は、これを公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

(1) 小笠原村情報公開条例（平成14年12月18日条例第24号）第9条に定める非公開情報に該当する事項について審議する場合

(2) 当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議等が著しく阻害され、会議の目的が達成されないと認める場合

2 前項の規定により会議を非公開とする場合は、会長が審議会に諮って決定するものとする。

3 会長は、会議の非公開を決定した場合には、その理由を明らかにしなければならない。

(会議開催の事前周知)

第4条 会長は、会議を開催するにあたっては、会議の公開・非公開にかかわらず、当該会議の開催予定日の7日前までに、日時、場所及び議題その他必要な事項を、村ホームページにおいて公表するものとする。ただし、緊急に会議が開催され、事前に公表することができないときは、この限りではない。

2 会議の開催の周知にあたっては、前項に規定する方法により公表するほか、必要に応じて、村掲示板への掲示その他の手段により、周知に努めるものとする。

(会議の傍聴)

第5条 会長は、公開する会議における傍聴者の定員をあらかじめ定めるものとする。

- 2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、環境課に申請し登録を受けなければならない。
- 3 傍聴を希望する者の数が定員を超えた場合は、先着順とする。ただし、会長が必要があると認めるときは、抽選によることができる。
- 4 第2項の登録を受けた者（以下「傍聴人」という。）は、会議の会場における傍聴のほか、会長が必要と認める場合は、会長が指定する映像と音声を送受信することができるシステムを利用して傍聴することができる。
- 5 傍聴人は、次の各号に掲げる遵守事項を守り、会長の指示に従って、静穏に傍聴しなければならない。
  - (1) 会長が許可した場合を除き、会議の開始後に入場し、又は会議を撮影し、録画し、若しくは録音しない。
  - (2) 議事に対して、発言、挙手又は拍手等の行為をしない。
  - (3) 映像と音声を送受信することができるシステムを利用して傍聴するときは、映像、音声、又はチャット機能等による発信をしない。
  - (4) その他会議の進行を妨げる行為、又は迷惑を及ぼす行為をしない。
- 6 会長は、会議の秩序維持のため必要と認める場合は、傍聴人に退席を命ずる等適切な措置をとることができる。

(会議資料の公開)

第6条 会長は、会議を公開するにあたっては、傍聴人に当該会議の資料を提供するものとする。ただし、第3条の規定により当該会議の全部又は一部を非公開とすることとしたときは、会議資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

(議事録等の公開)

- 第7条 会長は、会議を開催したときは、会議の公開又は非公開の別にかかわらず、会議終了後、速やかに議事録を作成し、環境課において1年間閲覧に供するとともに、村ホームページにおいて公表するものとする。
- 2 会長は、議事録の公開により当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがあるときは、議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。
  - 3 会長は、前項の規定により議事録の全部又は一部を非公開とする場合には、その理由を明示し、議事要旨を公開するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。